


認定申請書

平成28年 6月 30日

(あて先) 茅ヶ崎市長

団体の名称 湘南地区まちぢから協議会
代表者住所 [REDACTED]
代表者氏名 後藤 金蔵 
連絡先 [REDACTED]

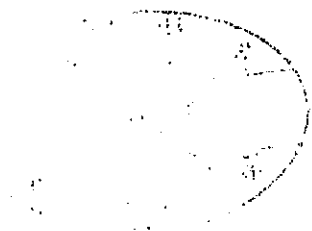
茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則第2条の規定により次のとおり申請します。

団体の名称	湘南地区まちぢから協議会
代表者の氏名	後藤 金蔵
主たる事務所の所在地	茅ヶ崎市中島1670
主として活動する区域	茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第2条第2項第1号の規定により市長が別に定める湘南地区

備考 この申請書には、次の書類を添付してください。

- (1) 規約
- (2) 構成員の一覧を記載した書類 (氏名、役職、所属団体)
- (3) 申請する年度の活動計画書及び収支予算書
- (4) 重要事項の決定に関与する者の公募に関する調書
- (5) 全ての個人の参加に関する調書
- (6) 民主的な運営に関する調書
- (7) その他、市長が必要と認める書類





湘南地区まちぢから協議会規約

(名称及び活動区域)

第1条 この会は、湘南地区まちぢから協議会（以下「協議会」という。）と称し、市長が告示する湘南地区（以下「湘南地区」という。）を活動区域とする。

(所在地)

第2条 協議会の所在地は、コミュニティセンター湘南（所在地：茅ヶ崎市中島1670）に置く。

(目的)

第3条 協議会は、地域における課題解決のため、住みよい地域社会の構築を目指し、地域住民、各種団体及び市が一体となり、自主的、主体的に地域活動を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 湘南地区内住民及び各種団体の共通の課題解決に向けての協議、学習等に関すること。
- (2) 湘南地区内の各種団体の活性化及び各種団体相互の連絡調整に関すること。
- (3) 湘南地区内住民の参画と情報の共有並びに協働の推進に関すること。
- (4) その他、前条の目的達成に必要な事業の実施に関すること。

(委員)

第5条 協議会の委員は、次に掲げるものとする。

- (1) 湘南地区に属する各单位自治会の代表
 - (2) 湘南地区社会福祉協議会の代表
 - (3) 湘南地区民生委員児童員協議会の代表
 - (4) 湘南地区体育振興会の代表
 - (5) 柳島小学校区青少年育成推進協議会の代表
 - (6) 湘南地区防災会の代表
 - (7) 湘南地区地域集会施設管理運営委員会の代表
 - (8) 湘南夢わくわく公園利用推進委員会の代表
 - (9) ボランティアセンター湘南ハート&ハートの代表
 - (10) 協議会が推薦する者
 - (11) 公募による者
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

2. 前項の役員は、総会において、委員の中から選任する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員職務)

第8条 役員は、次の職務を行う。

(1) 会長は、協議会の事務を総括し、協議会を代表する。

(2) 副会長は、会長を補佐するとともに協議会の業務を分担する。会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順位によりその職務を代理する。

(3) 事務局長は、事務局を統括する。

(4) 会計は、協議会の会計事務を処理する。

(5) 監事は、次の職務を行う

ア 協議会の会計の状況を監査すること

イ 会長、副会長、会計の業務執行の状況を監査すること。

ウ 前各号により不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。また、これを報告するため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(会議)

第9条 協議会の会議は、総会、役員会、運営委員会及び部会とする。

2 会議は、各会議を構成する者の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、総会及び運営委員会にあたっては委員のうち、委任状の提出があった者については、出席があったものとみなす。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の構成)

第10条 総会は、委員をもって構成する。

2 総会の議長は、本会の会長が就く。

(総会の種別)

第11条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、年度当初に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、総会を構成する者の三分の一以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第8条第1項第4号ウの規定により監事から請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第12条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、委員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して会議の7日前までに通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第13条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

(1) 事業報告及び決算に関すること。

(2) 事業計画及び予算に関すること。

(3) 委員、役員、部会長の選任及び解任に関すること。

(4) 規約の制定及び改正に関すること。

(5) その他、第5条に掲げる委員から提案された事項に関すること。

(総会の議事録)

第14条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員の現在数及び出席者数(委任状を提出した委員も含む。)
- (3) 開催目的、協議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

(役員会の構成)

第15条 役員会は、役員(監事を除く)と部会長をもって構成する。

2 役員会の議長は、会長が就く。

3 役員会には、役員及び部会長以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(役員会の招集)

第16条 役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(役員会の議決事項)

第17条 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会及び運営委員会に付議する事項
- (2) 総会及び運営委員会において議決された事項のうち、協議会全体に係るものの執行に関する事項
- (3) その他総会及び運営委員会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(運営委員会の構成)

第18条 運営委員会は、委員をもって構成する。

2 運営委員会の議長は、会長が就く。

3 運営委員会には、委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(運営委員会の招集)

第19条 運営委員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(運営委員会の議決事項)

第20条 運営委員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会及び役員会に付議すべき事項
- (2) 各部会が協議した事業に関する事項
- (3) 各部会間及び各種団体間の連絡調整
- (4) 新たな部会の設置に関する事項
- (5) 総会及び役員会において議決された事項の執行に関する事項
- (6) 総会及び役員会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (7) 協議会に寄せられた意見及び提案事項(以下「意見等」という。)に関する事項
- (8) その他、委員から提案された事項

(運営委員会の議事録)

第21条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員の現在数及び出席者数(委任状を提出した委員も含む。)
- (3) 開催目的、協議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果。

(部会の構成)

第22条 部会は、部会員をもって構成する。

- 2 部会に、総会で委員の中から選任された部会長を置く。
- 3 部会の議長は、部会長が就く。
- 4 部会長は、副部会長を選任する。

(部会長及び副部会長の職務)

第23条 部会長、副部会長は次の職務を行う

- (1) 部会長は、当該部会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会長及び副部会長の任期)

第24条 部会長及び副部会長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選任された部会長及び副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 部会長及び副部会長は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(部会長及び副部会長の解任)

第25条 部会長及び副部会長が、本規約に違反したとき又は協議会の名誉を傷つける行為をしたときは、総会の議決により解任することができる。

(部会の招集)

第26条 部会は、運営委員会または部会長が必要と認めたときに招集する。

(部会の協議事項)

第27条 部会は、所掌する事項について調査・協議し、各種の事業を実施する。

- 2 部会名及び所掌する事項は、別に定める。

(事務局)

第28条 協議会に、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局員として運営委員会で承認を得た者を置くことができる。

(事務局の所掌事務)

第29条 事務局は、次の事務を行う。

- (1) 会議への出席
- (2) 会議の開催通知書の作成及び送付
- (3) 会議の資料の作成
- (4) 会議録、及び議事録の作成
- (5) 会計事務に伴う資料の作成
- (6) 茅ヶ崎市や関係団体との連絡調整
- (7) 協議会に寄せられた意見等のとりまとめ

(事業及び会計年度)

第31条 協議会の事業及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

(経費)

第32条 協議会の経費は、補助金及びその他の収入をもってあてる。

(住民等からの意見等の取り扱い)

第33条 会議でだされた意見等のほか、湘南地区の住民及び各種団体から寄せられた意見等は、事務局が取りまとめ、運営委員会に報告する。

(必要事項)

第34条 その他、協議会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、平成25年3月17日から施行する。

この規約は、平成25年4月29日から施行する。

この規約は、平成25年6月16日から施行する。

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

この規約は、平成28年5月28日から施行する。



湘南地区まちぢから協議会 部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、湘南地区まちぢから協議会規約第27条第2項の規定により、湘南地区まちぢから協議会の部会名及び所掌する事項等に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会について)

第2条 湘南地区まちぢから協議会に設置する部会は、次のとおりとする。

- (1) 自治会長部会
- (2) 社会福祉部会
- (3) スポーツ健康部会
- (4) 子ども育成部会
- (5) 防災安全部会

(部会の所掌する事項等について)

第3条 前条に規定した部会の所掌する事項及び具体的な取り組み内容は、次のとおりとする。

- (1) 自治会長部会
 - ア 自治会で対応すべき課題や自治会を中心とした事業等に関する事
 - イ その他運営委員会等で当該部会での検討が決定した案件等に関する事
- (2) 社会福祉部会
 - ア 地域福祉の推進に関する事
 - イ 社会的弱者の支援に関する事
 - ウ その他運営委員会等で当該部会での検討が決定した案件等に関する事
- (3) スポーツ健康部会
 - ア スポーツを通じた健康の増進に関する事
 - イ 地域医療の推進に関する事
 - ウ その他運営委員会等で当該部会での検討が決定した案件等に関する事
- (4) 子ども育成部会
 - ア 青少年育成に関する事
 - イ 小・中学校に関係した事業等に関する事
 - ウ その他運営委員会等で当該部会での検討が決定した案件等に関する事
- (5) 防災安全部会
 - ア 安全・安心な暮らしに関する事
 - イ その他運営委員会等で当該部会での検討が決定した案件等に関する事

附 則

この規程は、平成25年3月17日から施行する。



平成28年度湘南地区まちぢから協議会名簿

役 職	氏 名	所属団体名
会 長	後藤 金蔵	松尾自治会会長 コミセン管理運営委員会代表
副会長兼 自治会長部会長	内藤 徳行	柳島自治会会長
副会長兼 社会福祉部会長	小谷 勳	湘南地区社会福祉協議会会長
事務局長	山口 眞毅夫	湘南地区民生委員児童委員協議会会長
会計兼 事務局員	永澤 邦彦	協議会推薦:柳島自治会
監事	数田 久雄	中島自治会会長
監事	蔭山 朋久	ベルパーク湘南茅ヶ崎自治会会長
	武田 市太郎	浜見平団地自治会会長
	中畑 信行	松風自治会会長
	岩谷 伸生	茅ヶ崎ガーデンハウス自治会会長
	星野 寿子	エクシード茅ヶ崎自治会会長
	松尾 泰博	グランヴァーグ茅ヶ崎自治会会長
スポーツ健康部会	永野 啓治	湘南地区体育振興会会長
子ども育成部会長	南 栄美子	柳島学区青少年健全育成推進協議会会長
防災安全部会長	渡辺 又雄	湘南地区防災会会長
	永野 良一	湘南夢わくわく公園利用推進委員会会長
	須藤 一三	ボランティアセンター湘南ハート&ハートセンター長
	永野 忠夫	協議会推薦:防犯指導員
事務局員	高野 幸子	協議会推薦:推進協所属
	秦野 拓也	公募委員(まちスポ茅ヶ崎)
事務局員	市場 祐輔	エクシード茅ヶ崎自治会
事務局員	青木 照夫	民生委員

* 個人情報に付き取扱い注意

平成28年度 湘南地区まちぢから協議会事業計画

○会議・事業

・日程は次のとおり

期日	会議・事業名	備考
通年	役員会（適宜）	
通年	運営委員会（適宜）	
9月17日	地域交流会（中島中学校）	
9月24日	市民集会（主催）	午後1時30分開始
10月 2日	防災訓練（中島中学校）	
10月 9日	体育祭	
10月22日	福祉まつり	
11月 6日	子どもコミセンまつり	
29年 1月 7日	新春賀詞交換会	

・このほか、規約第3条に規定する協議会の目的達成のために必要な事業について、運営委員会において協議、決定する。

○各部会で課題の抽出・検討

具体的な取り組みは、運営委員会において決定する。

○認定コミュニティ提案事業として「さくらまつり」、「ホームページ運営」を検討予定。

平成28年度 湘南地区まちぢから協議会予算

収入

項目	金額（円）	内容
地域コミュニティ設置運営費補助金	100,000	市より
認定コミュニティ助成金	150,000	市より（認定後）
繰越金	18	
計	250,018	

支出

項目	金額（円）	内容
事務費	60,000	協議会会議資料印刷等
広報啓発費	80,000	広報紙発行等
事業費	40,000	防災訓練、市民集会等
研修費	50,000	視察研修
その他	20,018	各種手当等
計	250,018	

1 重要事項の決定に関与する者の公募に関する調書

※茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第2条第2項第4号に規定する「重要事項の決定に関与する者の一部が公募により選出されるものであること。」の基準への適合を審査するための調書です。

(1) 現在の状況

重要事項の決定は、各委員が参加する総会、運営委員会で行っており、平成28年7月現在、公募により選出された1名が委員として参加している。

(2) 選出の経緯

- ①公募委員募集に関する決議を、3月の運営委員会ではかり、全会一致で可決。
- ②選考基準等募集に関する詳細を協議した後、4月15日から5月13日の間、公募委員の募集を行う。
- ③1名の応募者に対し、5月19日に1次選考（書類審査）、21日に2次選考（面接）を行い、28日の定期総会において正式に委員として選任される。

(3) 今後の取り組み予定

公募委員の任期満了に合わせ、再度募集等を行っていく予定。

注 必要に応じて別に資料を添付することも可能とします。この場合において、用紙は原則として日本工業規格A列4番（以下「A4」という。）を使用することとし、これにより難いときはA4の大きさになるよう折ってください。

2 全ての個人の参加に関する調書

※茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第2条第2項第5号に規定する「活動の一環として行われる事業に認定区域に住所を有する全ての個人が参加できるものであること。」の基準への適合を審査するための調書です。

(1) 認定区域に住所を有する全ての個人が参加できるための仕組み、取り組み

湘南地区はまちぢから協議会を立ち上げる以前の自治会連合会体制から、自治会以外の各種団体が積極的に関わっており、垣根を越えた活動をしていた。そのため、平成25年3月の当該協議会設立後も、スムーズに事業の移行が行われ、自治会連合会主催であったものはすべてまちぢから協議会が主催となっている。自治会未加入の方にも参加していただくため、案内等については、自治会の回覧に限らず、域内の公共施設へ配布したり、スーパー等へポスターを掲示することで周知している。

また、当該協議会の目的の一つである地域課題を協議するためには、地域のことを知らなくてはならないという観点から、平成26年度に、4つのテーマに分けたまち歩き（全4回）を行い、いろいろな分野の方に参加いただいた。さらに、このまち歩きで知り得た情報を地域の方に知っていただくため「まちぢからマップ」を作成し、区域内の各家庭に配布した。なお、このマップには、まちぢから協議会が誰もが意見を言える場となるよう、意見を寄せていただくための案内を同時に掲載している。

いずれの取り組みも、推進協等の協力により中学生がボランティアとして参加しており、あらゆる世代の交流の場ともなっている。

(2) 今後の取り組み予定

まちぢから協議会が行う、課題解決に向けた事業が誰でも参加できることは当然のことであり、今後は、その事業の検討段階からも積極的に参加してもらう必要性から、部会やプロジェクトチーム等への参加方法について検討していきたい。

注 必要に応じて別に資料を添付することも可能とします。この場合において、用紙は原則としてA4を使用することとし、これにより難しいときはA4の大きさになるよう折ってください。

3 民主的な運営に関する調書

※茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第2条第2項第6号に規定する「民主的に運営されているものであること。」の基準への適合を審査するための調書です。

1 現在の状況

湘南地区まちぢから協議会は、協議会規約第9条において、各種会議の開催には委員の過半数以上の出席が必要であること、議事は出席委員の過半数で決する旨を記載しており、民主的な運営に務めている。

また、「2 個人の参加に関する調書」でも記載しているが、当該地区はまちぢから協議会設立以前の自治会連合会時代から、自治会以外の各種団体が積極的に関わっており、長年地域の担い手であった自治会と各種団体が分け隔て無く活動できている。今後も各団体が対等の立場を維持していけるよう、規約第15条で役員会に部会長の出席を記載しており、あらゆる分野の意見が反映される体制となっている。

2 今後の取り組みについて

民主性を担保するために、当該協議会の透明性が需要であることから、平成28年度事業計画において「湘南地区まちぢから協議会のホームページの開設」を位置づけている。また、議事録の公開等がスムーズに行えるよう事務局員を増員し、事務局の体制強化を図る。

注 必要に応じて別に資料を添付することも可能とします。この場合において、用紙は原則として日本工業規格A列4番（以下「A4」という。）を使用することとし、これにより難しいときはA4の大きさになるよう折ってください。



湘南地区まちぢから協議会平成28年度定期総会 議事録

- 1 日 時 平成28年5月28日(土) 18:00~19:00
2 場 所 コミュニティセンター湘南
3 委 員 (出席者)

総会開催時総委員数22名、参加者15名、欠席7名

後藤金蔵委員、内藤徳行委員、小谷勲委員、山口眞毅夫委員、永澤邦彦委員、
数田久雄委員(代理)、武田市太郎委員(代理)、岩谷伸生委員、星野寿子
委員(代理)、松尾泰博委員、(永野啓治委員)、南栄美子委員、渡辺又雄
委員、須藤一三委員、永野忠夫委員、高野幸子委員、(秦野拓也委員)
市より、竹井副主査

※ ()内の委員については会議途中での選任のため、当初委員数には含まれない。

- 4 開催目的 湘南地区まちぢから協議会28年度定期総会
5 議 事

- (1) 議案第1号 平成27年度事業報告について
- (2) 議案第2号 平成27年度収支決算について
- (3) 議案第3号 監査報告
- (4) 議案第4号 規約の改正について
- (5) 議案第5号 委員の選任について
- (6) 議案第6号 役員及び部会長の選任について
- (7) 議案第7号 平成28年度事業計画(案)について
- (8) 議案第8号 平成28年度収支予算(案)について

- 6 議事録署名人 高野幸子委員、永野忠夫委員(全会一致で選出)

7 資 料

- (1) 次第
- (2) 議案書
- (3) 規約および新旧対照表
- (4) 平成28年度湘南地区まちぢから協議会名簿
- (5) 湘南地区まちぢから協議会 自治会長部会報告(5月分)

8 議事の経過の概要及び結果

○湘南地区まちぢから協議会会長挨拶

「今年は認定を受け、課題解決に向けた事業展開をしていきたいので、皆さんのご協力をお願いしたい。」

○議長選出

規約に基づき、後藤金蔵前会長が選出された。

○定数の報告

・規約に基づき、委員の過半数の出席をもって成立すると確認し、全22名中15名の出席があった旨の報告。

○議事

- (1) 第1号案件 平成27年度事業報告について
・原案の通り全会一致で可決された。



- (2) 第2号案件 平成27年度収支決算について
 - ・原案の通り全会一致で可決された。
- (3) 第3号案件 監査報告
 - ・後藤金藏委員より「収支決算書、預金通帳、証書類を監査したところ、適正なものと認める」との監査報告があり、了承された。
- (4) 第4号案件 規約の改正について
 - ・事務局より、新旧対照表をもとに規約の変更箇所について説明があり。全会一致で可決された。
- (5) 第5号案件 委員の選任について
 - ・公募委員として、秦野拓也委員を提案し、全会一致で可決された。
- (6) 第6号案件 役員及び部会長の選任について
 - ・改正された規約に基づき、役員及び部会長について提案し、原案の通り全会一致で可決された。
- (7) 第7号案件 平成28年度事業計画(案)について
 - ・原案の一部訂正(防災訓練開催場所を柳島小学校から中島中学校へ)を行い、全会一致で可決された。また、採決後、(案)の削除を行った。
- (8) 第8号案件 平成28年度収支予算(案)について
 - ・原案の一部訂正(収入に「繰越金:18円」を加え、支出のその他に18円を加えた)を行い、全会一致で可決された。また、採決後、(案)の削除を行った。
- (9) その他
 - ・自治会長部会より、5月に行われたまちぢから協議会連絡会の報告事項あり。

以上ですべての議案の審議を終了し、閉会。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員

後藤金藏 
 高野幸子 
 永野忠夫 